

公 示 日：2026 年 8 月 26 日（水）

調達管理番号：26a00673

国 名：ルワンダ

担 当 部 署：社会基盤部都市・地域開発グループ第一チーム

調 達 件 名：ルワンダ国キガリ市及び周辺衛星都市における都市交通マスタープラン策定プロジェクト詳細計画策定調査（環境社会配慮／インクルーシブ）

適用される契約約款：「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

- （１）担当業務：環境社会配慮／インクルーシブ
- （２）格 付：３号
- （３）業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- （１）契約履行期間（予定）：2026 年 10 月上旬から 2026 年 12 月下旬
- （２）業務人月：1.2
- （３）業務日数：準備業務 現地業務 整理業務
5 日 21 日 5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （１）簡易プロポーザル提出部数：１部
- （２）見 積 書 提 出 部 数：１部
- （３）提 出 期 限：2026 年 9 月 9 日（水）（12 時まで）
- （４）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E

[4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](#)

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 9 月 18 日(金)までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の
説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	都市交通分野における環境社会配慮 およびインクルーシブに係る各種調 査
対象国及び類似地域	アフリカ地域及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ルワンダ共和国は、1990年代後半以降、ICT・サービス産業を中心とした経済構造への転換を進め、近年では高い経済成長を維持している。2024年の実質GDP成長率は8.9%に達しており、今後も人口増加と都市化の進展が見込まれている。特に首都キガリ市は、政治・経済・行政機能が集中する国内最大の都市として急速な発展を遂げている一方、人口及び経済活動の過度な集中が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、ルワンダ政府は「National Land Use and Development Master Plan 2020-2050」において、キガリ市への一極集中を緩和し、国土の均衡ある発展を実現するため、ブゲセウ郡、ルワマガナ郡及びムハンガ郡を衛星都市として位置付け、多極ネットワーク型の都市開発を推進している。これら衛星都市では今後大幅な人口増加が見込まれており、キガリ市と衛星都市間、さらには衛星都市内部における人流・物流の増加が予想されている。特にブゲセウ郡では新国際空港の開業（2028年予定）や工業団地開発、関連道路整備が進められており、今後社会経済活動と交通需要が大きく変化することが見込まれる。

一方、ルワンダの交通体系は道路交通への依存度が極めて高く、また丘陵地帯が広がる地理的条件から、国内における軌道系交通（鉄道含む）の導入は当面想定されていない。このため、今後の人口増加と都市圏の拡大に対応するためには、既存道路ネットワークを活用しながら、公共交通を軸とした効率的かつ持続可能な都市間・都市内交通体系を構築することが不可欠である。

このような背景の下、本調査は、キガリ市及び周辺衛星都市における都市交通分野の現状及び課題、関連機関の実施体制、他ドナーによる支援動向等を確認するとともに、関係機関との協議を通じて、公共交通を軸とした都市間交通マスタープラン策定及びその実施体制強化に係る協力内容を具体化し、プロジェクトの実施に向けた枠組み、成果、活動及び投入等を検討することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調

整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。
具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務(2026年10月上旬～2026年11月中旬)

- ① 要請背景・内容を把握(要請書・既存マスタープラン・関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査方針、スケジュール、面談先等、収集すべき情報を検討する。
- ② 既存の開発計画(上位計画)、都市計画、交通計画、公共交通整備状況、他ドナーの動向について、環境社会配慮およびインクルーシブの観点から、情報収集および分析を行う。
- ③ 社会・ジェンダー分析の考え方を適用して、都市交通におけるジェンダー／インクルーシブに配慮した活動や指標に関する案を作成し、JICA側に共有する。
- ④ 既存情報に基づき、都市計画・交通計画分野を中心に、環境社会配慮およびインクルーシブに関するステークホルダーを整理し、組織体制(構成、人員、予算)、能力等を事前に確認した上で、ヒアリング先を決定する。
- ⑤ ルワンダ関係機関(C/P機関等)に対する担当事項の質問票(案)(英語)を作成する。作成にあたっては、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整を行い、作成した質問票(案)は、現地派遣前にJICAに提出する。必要に応じて、質問票はJICAルワンダ事務所を通じて事前配付を行うが、オンライン会議等でも事前にヒアリングを行い、現地業務の効率化を図る。
- ⑥ 現地調査で収集すべき情報・留意点を検討し、担当分野に係る詳細計画策定調査対処方針(案)及びルワンダ側関係機関に対する説明資料(案)を作成する。
- ⑦ 他の調査団員と協力し、担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)の目次構成及び分担を検討する。
- ⑧ JICAがルワンダ政府と締結するM/M(Minutes of Meetings)、R/D(Record of Discussions)(案)の担当分野部分について作成に協力する。調査団内の打ち合わせや対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2026 年 11 月中旬～2026 年 12 月上旬)

- ① JICA ルワンダ事務所等との打合せに参加し、担当調査事項について説明する。
- ② ルワンダ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。

ア) 要請背景・内容

- (a) 要請背景・内容について改めて情報確認、整理を行う。
- (b) 対象地域及びスコープについて、改めて意向を確認する。
- (c) 関係機関及び実施体制を確認する。

イ) インフラ省、ルワンダ運輸開発庁、地方政府省、環境省、ルワンダ環境管理庁、対象地域自治体をはじめとしたプロジェクトの実施・関係機関のほか、担当分野に関連する各組織の整理と現状分析を他の調査団員と協力して行う。

- (a) 担当分野の関係機関に関する所掌業務、組織体制、根拠法、部署別人数、人員の専門性、業務経験、実施能力、課題について情報収集する。
- (b) 担当分野の関係機関の役割について、文献及びヒアリング結果等に基づき、各組織の能力評価とステークホルダー分析を行う。
- (c) 担当分野の関係機関の予算規模、内訳について情報収集する。

ウ) 上位開発計画や既存計画及び法令等について、以下の確認及び分析を行う。

- (a) 都市開発、都市交通に関連する政策、上位開発計画や各種計画において、環境社会配慮およびインクルーシブの観点から、実施状況・進捗・課題を確認し分析する。
- (b) 環境社会配慮およびインクルーシブの観点から情報収集するとともに、開発計画（上位計画）や既存計画との整合性・課題を確認し分析する。
- (c) 担当分野に関する法令・条例・規則等を確認する。
- (d) 戦略的環境アセスメント、住民合意形成にかかる関連法制度、ガ

- イドラインの有無、適用状況、実施上の課題等を確認し分析する。
- エ) 他の調査団員と協力し、担当分野に関する基礎データ（人口・地形図・航空写真・衛星写真・温室効果ガス排出量にかかるベースラインデータ等）、および社会経済指標（就学率・経済活動への参画状況等）の収集を行う。また、環境社会配慮およびインクルーシブの観点から、これら基礎データを補完する情報の収集および分析を行う。
 - オ) 環境社会配慮およびインクルーシブに係る、ルワンダ側での調査経験、能力、体制、手法について確認を行う。過去に行われた現地調査実績を確認し分析する。
 - カ) JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き（運輸交通）に準じ、運輸交通の観点からのジェンダー格差関連情報（実施機関・関係機関の職員男女比等を含む）に関する情報を収集・分析する。
 - キ) 上位開発計画との関連も踏まえ、担当分野に関する民間をはじめとする他ドナーによる投資開発の現状、計画及び事業の動向、課題について情報収集・整理する。
 - ク) 環境社会配慮に係る現地業務に関して、現地再委託を請け負うことが可能な組織、業務実施単価に関する情報を収集する。
- ④ 以下の情報を収集し、現状の把握、課題の抽出、留意事項の整理、本プロジェクトの協力量針にかかる提言の取りまとめを担当分野の観点から行う。
- ア) 都市交通マスタープランの策定に向けた担当分野に関する調査項目、必要な期間、留意点、調査方法、合意形成等に関する提言を行う。
 - イ) 地域開発・都市計画と交通インフラ開発計画の整合性に鑑み、環境社会配慮およびインクルーシブの観点からマスタープラン策定のための提言を行う。
 - ウ) リスクとなる事象（前提条件、外部条件、工程管理、コスト管理、総合的管理等）に関連する情報の整理を行う。
 - エ) 横断的に留意すべき事項（気候変動対策、貧困対策、ジェンダー、ダイバーシティ）の整理、分析を行う。
- ⑤ プロジェクトの活動に係る協議に参加し、支援する。具体的には以下の

とおり。

- ア) ルワンダ側からの意見について、環境社会配慮、およびインクルーシブの観点からコメントし、論理的な結論が見出せるよう支援する。
 - イ) 調査結果に基づき、JICA と先方機関との協議に同席し、担当分野について R/D 案を含む M/M 案の作成に協力する。また、プロジェクトの協力計画案、期間、実施体制などについて、担当分野に関する提言を取りまとめる。また、実施機関に対する R/D 案を含む M/M 案の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑥ 現地調査結果について、担当分野にかかる要旨を、JICA ルワンダ事務所、在ルワンダ日本大使館等に報告する。
 - ⑦ 担当分野に係る収集資料リストを作成し、収集資料リストの取りまとめ作業に協力する。
 - ⑧ 国際協力機構「環境社会配慮ガイドライン」(2022 年 1 月公布)に基づき、以下の調査を行う
 - ア) 環境アセスメント制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要調査。
 - イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮調査の TOR 案作成。

(3) 整理業務 (2026 年 12 月中旬～2026 年 12 月下旬)

- ① 事業事前評価表 (案) 作成に協力する。
- ② R/D (Record of Discussions) 案の作成に協力する。
- ③ 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

業務完了報告書 (電子データ)

2026 年 12 月 23 日 (水) までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、電子データをもって提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は 2026 年 11 月 16 日～12 月 6 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同日に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間が生じる可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 都市交通計画／DX 活用（JICA が別途契約するコンサルタント）

エ) 都市計画（JICA が別途契約するコンサルタント）

オ) 環境社会配慮／インクルーシブ（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA ルワンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通 訊 備 上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームから配付しますので、imgge@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
 - ・ 案件概要表（案）
- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。
 - ・ キガリ都市交通改善プロジェクト 業務完了報告書（2025 年）
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12389821.pdf>
 - ・ キガリ市におけるインフラ整備・都市サービス向上に寄与する大縮尺地形図作成・都市交通改善プロジェクト ファイナルレポート（2025 年）
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12390753_01.pdf
 - ・ キガリ市都市交通に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート（2019 年）
https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12344990_01.pdf

（３） その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について

て同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上